

広島県告示第七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年七月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

福山市北本庄四丁目一四・一九・二〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び福山市役所に備えて置いて縦覧に供する。）